

じもとみっちゃくがたすいどうしゅうぜんとうろくてん
地元密着型水道修繕登録店
について



仙台市水道局マスコットキャラクター
“ウォーターくん”

仙台市水道局 給水部 給水装置課

(2025.01ver)

— 目 次 —

地元密着型水道修繕登録店とは	・ ・ ・ ・ ・ 1
地元密着型水道修繕登録店になるためには	・ ・ ・ 2
申請方法	・ ・ ・ ・ ・ 4
登録店への流れ	・ ・ ・ ・ ・ 5
登録店に関しての注意事項	・ ・ ・ ・ ・ 6

【添付資料】

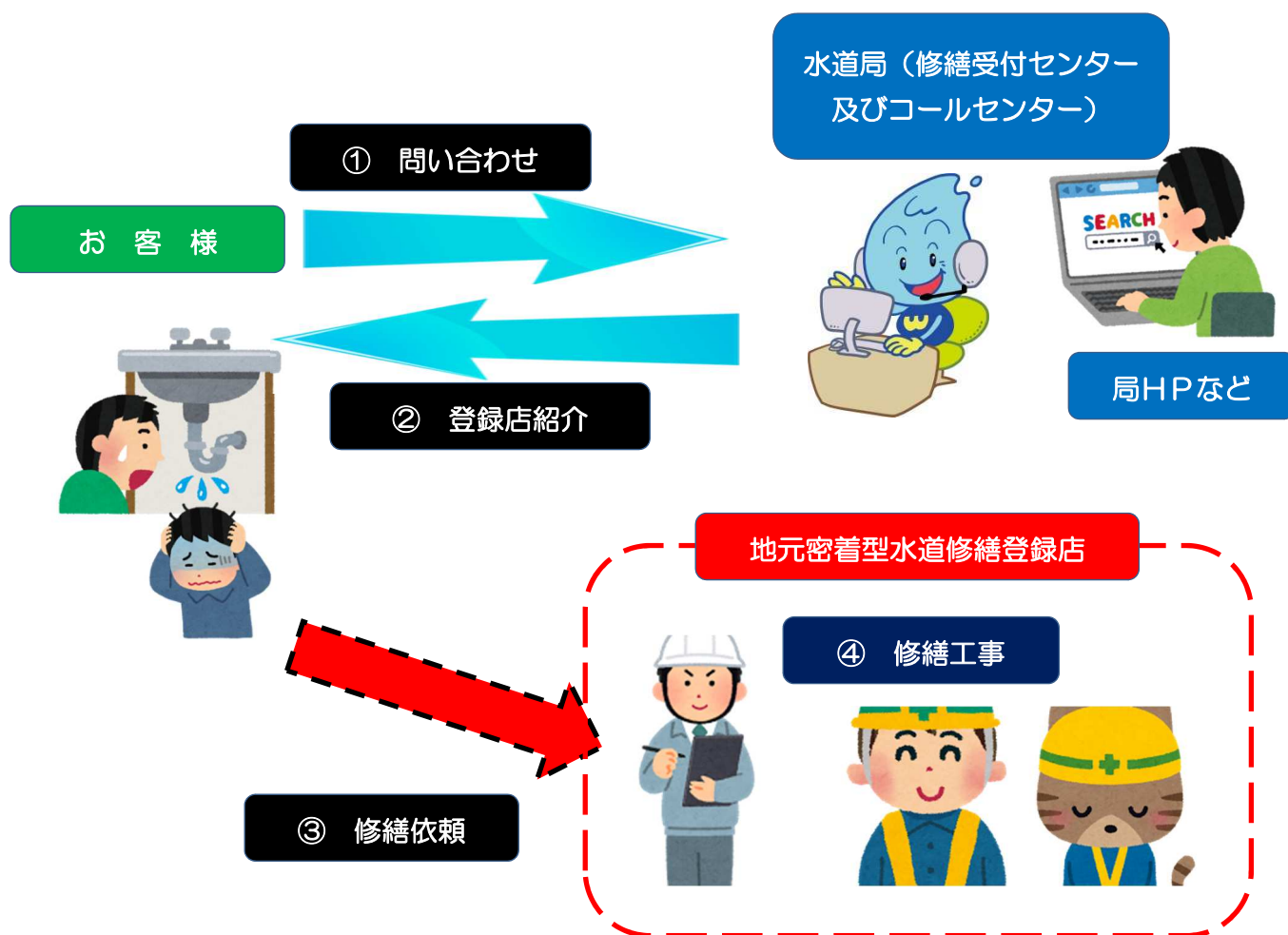
- ・ 地元密着型水道修繕登録店申請書（第1号様式）
- ・ 誓約書（両面）（第2号様式）
- ・ 市税の滞納がないことの証明交付申請書
- ・ 委任状（市税の滞納がないことの証明交付申請書 用）
- ・ 給水装置修繕工事施工件数報告書（第5号様式）
- ・ （記載例）地元密着型水道修繕登録店申請書
- ・ （記載例）誓約書（両面）

じもとみっちゃくがたすいどうしゅうぜんとうろくてん 地元密着型水道修繕登録店とは

以前は、指定給水装置工事事業者の名簿のみが局ホームページや局の窓口に掲載していました。

水漏れなどで修理を依頼したいお客様は、その名簿を活用しますが、連絡が繋がらなかったり、工事を断られたりするなど、利用者に不便な状態でした。

そこで平成 26 年度（2014 年）から、公募の上、事業者の情報（営業時間や休業日・できる工事の内容）を的確にお客様へ提供し、利便性の向上を目的とした『地元密着型水道修繕登録店』制度を開始しました。



地元密着型水道修繕登録店 になるためには

登録要件が地元密着型水道修繕登録店要綱において定められています。

(1) 現に仙台市の指定給水装置工事事業者であり、その指定を受けてから1年以上経過した者であること。

(2) 修繕工事の施工に当たり、水道法・仙台市給水条例や仙台市給水装置工事施行要領及び関係法令等を遵守し、指定事業者として適正に修繕工事ができる。

※修繕工事・・・既設の給水装置が破損した場合これを原形に復旧する工事（1m以内の給水管の取替え）及び給水用具の取替工事
※給水用具の取替工事とは、メーター下流側で配管工事が伴わない給水用具の取替をいう。（給水装置工事施行要領より）

【それ以外の施工については、給水装置工事の申込が必要。】

(3) 事業所所在地が仙台市内及び仙台市に隣接している県内の自治体（加美郡色麻町を除く）であること。（多賀城市・富谷市・大和町・名取市・利府町・七ヶ浜町・川崎町・村田町）

(4) 主任技術者が常に事業所に在駐することにより、お客さまの依頼に対し、迅速かつ適切な対応ができる体制が整っていること。

(5) 仙台市の市税及び水道料金を滞納していないこと。

(6) 修繕工事の対応可能な区域が明確であること。

(7) 修繕工事の対応可能な箇所が明確であること。

(8) 修繕工事の相談や修繕工事の対応が可能な時間帯を明確にし、確実に修繕工事を施工できること。

(9) 休業日を明確にし、修繕工事の対応時間外における緊急連絡先が明確であること。

(10) お客さまからの修繕工事の依頼や苦情に対し、迅速丁寧かつ誠実に対応できること。

(11) お客さまに出張費や工事費用の概算見積金額を提示できること。

(12) 修繕工事着手前に、お客さまに対し、次の事項について明確かつ平易に説明できること。

ア 掘削調査等が必要な場合の概算費用

イ 施工方法、使用材料、施工時間等

ウ 見積の内容等

(13) 取引における公正を確保するとともに、修繕工事等の契約内容を明確に書面により提示できること。

(14) 登録申請書提出日前の直近で局が実施した指定給水装置工事事業者研修会に参加していること。

(15) 登録申請書提出日前3年以内に、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）、仙台市消費生活条例（平成16年仙台市条例第4号）等に基づく行政指導又は行政処分を受けていないこと。

(16) 暴力団（仙台市暴力団排除条例（平成25年仙台市条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものに該当しないこと。

(17) 登録申請書提出時、現に地元密着型水道修繕登録店として登録していない指定事業者で要綱第12条第1項第3号から第6号に規定する事項に相当する事実が確認された者にあっては、該当する事実に対する局の指導等の対応から6か月が経過し、かつ、該当する事実がすでに解消されていること。

(18) 第12条第1項の規定により登録を抹消された者で、第13条第1項の規定により登録の申請をすることができないものでないこと。

申 請 方 法

・登録要件を全て満たしていることが前提になります。

【申請時の必要なもの】※全て日本工業規格A列4番（A4判）になります。
感熱紙は不可です。

- 3つ {
- ・地元密着型水道修繕登録店申請書（第1号様式）
 - ・誓約書（第2号様式）（両面）
 - ・市税の滞納がないことの証明書

⇒市税（法人市民税・市民税等）の滞納が無いことを確認するため、
証明書の添付が必要となります。

⇒⇒各区役所及び総合支所に『市税の滞納がないことの証明交付申請書』を申請し、証明書の交付を受けてください。



※納税後、あまり日をおかず（最長で3週間程度）に証明を請求される場合、領収書・口座振替の通帳など納付確認ができるものを必ず持参してください。

※『市税の滞納がないことの証明交付申請書』は各区役所及び総合支所、または仙台市のホームページで入手できます。

また、仙台市水道局のホームページ及び仙台市水道局給水装置課にも同申請書をご用意してあります。

- ・全てご用意の上、水道局給水部給水装置課へ直接持参願います。
（申請内容の確認等をしますので、郵送等では受付をしておりません。）

申請期間 令和7年2月3日（月）～

令和7年2月21日（金）

の 水道局開庁日

受付場所 仙台市水道局 本庁舎（太白区南大野田）

1 F 給水装置課窓口



登録店への流れ

指定給水装置工事事業者



仙台市水道局



① 申請様式を入手する。
(仙台市水道局HP or 給水装置課)

② 各区役所または各総合支所に『市税の
滞納がないことの証明交付申請書』を
申請し、証明書の交付を受ける。
(各区役所税務会計課または
各総合支所税務住民課)



申 請

- ・申請受付期間：2月1日～2月21日の開庁日
- ・申請時間：9：00～16：30（昼休 12：15～13：00）
- ・受付場所：水道局本庁舎（太白区南大野田）1F 給水装置課



審査

3月上旬

登録店関係の通知

- ・決定 or 不決定

(要件を満たしていない場合不決定となります。)



申請事業者へ通知

通知書の送付

- ・登録店と決定した事業者には「地元密着型水道修繕登録店決定通知書」を郵送にて送付いたします。
- ・不決定となった事業者には「地元密着型水道修繕登録店不決定通知書」を郵送にて送付いたします。



4月1日～
新年度の登録店としての業務開始



登録店の情報を反映
お客様へ提供

登録店制度に関する注意事項

以下の事項に留意していただきますようお願いいたします。

- ・募集は、年度1回のみ実施しております。
- ・登録については、『当該年度』内のみの登録となりますので、次年度も引き続き登録をされる事業者は、改めて申請が必要となります。
- ・登録について、費用（登録料）は発生しません。

・毎月の修繕の報告を水道局へ報告する必要があります。
『給水装置修繕工事施工件数報告書』（第5号様式）を
翌月20日までに給水装置課へFAXで報告をお願いいたします。

- ・お客さまからの依頼があった場合は、電話の中でできるだけ内容を聴取し、対応が可能か判断してください。

⇒ 現場に行き、修繕ができないと断った事例があります。
⇒ 見積りを依頼され、現場に赴く際に費用が発生するのかを
必ず説明してください。

- ・修繕工事は、お客さまとの直接の契約となります。
トラブルを防止する上でも、事前に、工事内容や修繕方法・時間・費用に
ついて十分な説明をしてからの修繕をお願いいたします。
また、作業終了後には必ずお客さまに立ち会って頂き、作業箇所を確認
してください。

- ・修繕後に、不具合があった場合は適切な対応をお願いいたします。
- ・修繕工事の範囲外となる工事の場合と分かったら、必ず給水装置工事の
申込をして下さい。
（※この場合は無届工事に該当し、指定取消等の措置の対象となります。）

地元密着型水道修繕登録店申請書

(あて先)

仙台市水道事業管理者

申 請 者

法人番号

※法人の方のみ(13桁)

住 所

名 称

代 表 者

電話番号

FAX 番号

指定番号

第

号

修繕工事事業者の登録を受けたいので、地元密着型水道修繕登録店取扱要綱第3条の規定により、次のとおり申請します。

当該給水区域で給水装置工事の	事業所名称
事業を行う登録事業所	事業所住所
※この欄は上記、「申請者」と異なる方	事業所電話番号
のみ、右の欄にご記入下さい。	事業所 FAX 番号
例：〇〇株式会社 仙台営業所 など	

在駐する主任技術者の氏名・免状の番号

氏名

第

号

修繕可能な主な地域 (○で囲んでください)

青葉区・宮城野区・若林区・太白区・泉区

修繕工事時間 (営業時間)

(午前・午後)

時

分

から

(午前・午後)

時

分

まで

工事依頼の連絡先 (携帯可)

受付時間外の連絡先 (携帯可)

休業日

通 常

その他休業日

工 事 内 容	登録を希望する対象工事の右の欄に○をしてください。		○記入欄	年間実績 (約)
	新設・改造等	水道工事 (戸建・マンション)		件
	修 繕 ・ 取 換	トイレ (ボールタップ等)		件
		蛇口等 (混合水栓等)		件
		給湯機器関係		件
		屋内配管		件
	屋外給水管の修繕 (掘削を伴うもの)			件
	給水施設 (受水槽・ポンプ・設備) の修繕			件
	メーター口径 75 ミリ以上の建物の漏水修理			件
	凍結管の解氷対応			件

誓約書

(あて先)

仙台市水道事業管理者

給水装置修繕工事を施行するに当たっては、地元密着型水道修繕登録店取扱要綱第4条各号の要件を満たし、第7条による地元密着型水道修繕登録店登録事項変更届出書及び第11条による地元密着型水道修繕登録店辞退届出書の提出が必要な場合は速やかに行うとともに、お客さまとの契約内容を确实かつ誠実に履行し、迅速な工事を行うことを誓約いたします。

令和 年 月 日

住		所
名		称
代	表	者
電	話	番
指	定	番
		号

第

号

誓約書（裏面）

申請に伴う確認事項

給水装置の修繕工事を施工するにあたり給水装置工事事業者における現状のお客さま対応についてお答え願います。（御記入いただく内容は、登録申請時点とします。）

1 漏水調査・修繕の対応時間について

- ☐ 1時間以内に対応
- ☐ 2時間以内に対応
- ☐ 受付日の日没までに対応
- ☐ 受付順に対応（翌日以降の対応もあり）
- ☐ 緊急性の高い漏水を優先し対応
- ☐ 従業員の待機状況に合わせ対応
（翌日以降の対応もあり）
- ☐ その他（ ）

4 お客さま宅へ訪問する際の身分証明の方法

- ☐ 腕章
- ☐ 名札
- ☐ 名刺を渡す
- ☐ 特になし
- ☐ その他（ ）

2 修繕費を他社と比較したいとお客さまから御要望があり、見積もりのみをしたときの費用

- ☐ 出張費、調査費として請求
- ☐ 修繕工事の依頼がある時は請求しない
- ☐ どんな場合でも無料
- ☐ その他（ ）

5 従業員数

- ☐ （総数 名）
内、修繕工事対応人数
（ 名）

3 出張費

- ☐ 有料
- ☐ 無料
- ☐ 現場が遠方や、現場に駐車場が無く、
有料駐車場を利用するときは請求
- ☐ 修繕工事の依頼がある時は請求しない
- ☐ その他（ ）

6 修繕工事費の支払方法

- ☐ 現金払
- ☐ 口座振込
- ☐ カード払

令和 年 月 日

住 所
名 称
代 表 者
電話番号
FAX番号
指定番号

第 号

市税の滞納がないことの証明交付申請書

(あて先) 仙台市長

◎太わくの中だけ記入してください。

申請年月日 令和 年 月 日	
① どなたの証明が必要ですか (証明対象者)	住所(法人の所在地) 電話 ()
	フリガナ 氏名 (法人名称) (代表者職氏名)
	法人の場合のみ代表者印(*) を押印してください。 〔 印 〕
	(明・大・昭・平 年 月 日生)
個人事業主の方はご記入ください	所在地
	名称
② 何にお使いになりますか	※該当するものにレ点を記入してください。 ☐ 仙台市提出 (☐ 入札参加 ☐ 中小企業融資 ☐ その他 ()) ☐ 他市町村提出 ☐ 金融機関提出 (融資申込) ☒ その他 (仙台市水道局 令和 年度 地元密着型水道修繕登録店の申請)
③証明書は何通必要ですか	通
④ 窓口に来られた方 (申請者) はどなたですか	① とのご関係(※該当するものにレ点を記入してください。)
	☐ 本人 ☐ 同一世帯の親族(続柄) ☐ 代理人 () ☐ その他 ()
	住 所(所在地) 電話 ()
	本人 (①と同一) の場合は 記入不要 フリガナ 氏 名 (明・大・昭・平 年 月 日生)

【注意】 納税後、あまり日をおかず 最長で3週間程度に証明を請求される場合、領収書・口座振替の通帳など納付確認ができるものをお持ちください。

◎ご注意ください (詳細は係員にお尋ねください。)

- 手数料は1通 300円です。
- 窓口に来た方の本人確認が必要です。官公署発行の写真付きの本人確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カードなど。)をお持ちください(写真のない個人番号通知カードは本人確認書類とはなりません。)。郵送による申請の場合は、本人確認書類の写しを同封してください。
- 法人に係る証明申請の際には、申請書に代表者印(*市外に本店のある法人の場合は、市内の主たる支店等の代表者印で可。)を押印いただくか、代表者印が押印された委任状が必要です。
- 個人に係る証明の申請で、本人以外の方が申請される場合は、委任状等の本人の同意を確認できる書類が必要です。ただし、仙台市に住民登録があり、本人と住民票上同一世帯である親族(未成年者を除く)の方が、代理で申請される場合は委任状を省略できます。
- この証明書は、仙台駅前サービスセンター、証明発行センターでは発行できません。

確 認	☐ 運転免許証 ☐ パスポート ☐ マイナンバーカード(写真付) ☐ 住基カード(写真付) ☐ 福祉手帳 ☐ 健康保険証(国・社・共・後期) ☐ 年金手帳 ☐ 社員証 ☐ 学生証 ☐ 在留カード・特別永住者証明書 ☐ その他 ()				☐ 委任状 ☐ 同一世帯
	受付	作成	交付	滞納なし 件	計 円

委任状

令和 年 月 日

代理人 (窓口に来られる方)	住所 _____
	氏名 _____
	電話 ()

上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

委任事項	☐ 市・県民税課税（非課税）証明書の請求・受領 ☐ 納税証明書の請求・受領 ☐ 固定資産課税台帳登録事項証明書の請求・受領 ☐ 固定資産課税台帳の閲覧・縦覧 ☒ 市税の滞納がないことの証明書の請求・受領 ☐ その他 ()
	附記事項 _____ _____ _____ _____ _____
委任者 (依頼する方)	住所（所在地） _____
	氏名（名称） ※法人の場合は、記名押印してください。 法人以外でも、本人（代表者）が自署しない場合は、記名押印してください。 _____ (年 月 日 生) 電話 ()

お願い

- * 法人（会社等）名義に係る証明申請や固定資産の閲覧・縦覧について、社員等の方が申請される場合には、法人（会社）の代表者からの『委任状』（代表者印の押印のあるもの）または代表者印の押印のある申請書をご持参ください。
なお、市外に本社（本店）がある場合は、市内の主たる支社（支店、営業所）等の代表者印でも結構です。
- * 委任状は作成日から3か月以内のものをお願いいたします。

令和 年 月 日

給水装置修繕工事施工件数報告書

(あて先)

仙台市水道事業管理者

申請者 住所
名称
代表者
電話番号
指定番号

第 号

修繕工事の施工件数（ 月分）について、地元密着型水道修繕登録店取扱要綱第10条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

修繕等工事施工件数

施工 件 数	施工内容別内訳				
	器具取替工事	漏水修繕工事	そ の 他		
	蛇口（混合水栓）・ボ－ ルタップ（トイレ）・給 湯器等の器具故障等に 伴う修理・取換件数	漏水に伴う修繕件 数（給水管の漏水修 繕・掘削を伴う漏水 修繕等）	給水設備等の修 繕（受水槽・ポ ンプ・設備）	口径75耗以上 の給水管の漏 水修繕	凍結管の解氷 対応
自社受付 （当月計） 計 件	自社受付 件	自社受付 件	自社受付 件	自社受付 件	自社受付 件
局紹介受付 （当月計） 計 件	局紹介受付 件	局紹介受付 件	局紹介受付 件	局紹介受付 件	局紹介受付 件

◎ 施工件数を集計する際の注意点

- ・1給水装置に係る修繕工事を1件とする
- ・器具破損の漏水に伴う器具取換は漏水修繕工事として集計する。
- ・1給水装置内で、器具取換工事と漏水修繕を行った場合は漏水修繕工事とする。
- ・その他の件数は器具取換及び漏水修繕には含めない。

◎ 本報告書を提出する際の注意点

- ・毎月20日までに、前月分の施工件数を報告していただきますよう、ご協力をお願い致します。

例：4月分の施工件数の報告

4月1日～4月30日に施工した件数を、5月20日までに報告願います。

なお、当該月の施工件数が0件の場合でも、ご面倒をおかけしますが、本報告書を提出願います。

- ・本報告書は、『FAX』か『直接持ち込み』にて提出をお願いします。

提出先：給水装置課 (FAX 022-304-1056)

地元密着型水道修繕登録店申請書

(あて先)

仙台市水道事業管理者

申請者

法人番号

1-2345-6789-1012

※法人の方のみ(13桁)

※1

住所 仙台市太白区南大野田29-1
名称 仙台水道修繕工業
代表者 代表取締役 仙台 太郎
電話番号 022-***-****
FAX番号 022-***-****
指定番号 第 0000 号

修繕工事事業者の登録を受けたいので、地元密着型水道修繕登録店取扱要綱第3条の規定により、次のとおり申請します。

当該給水区域で給水装置工事の

事業所名称

事業を行う登録事業所

事業所住所

※この欄は上記、「申請者」と異なる方

事業所電話番号

のみ、右の欄にご記入下さい。

事業所FAX番号

例：〇〇株式会社 仙台営業所 など

※2

在駐する主任技術者の氏名・免状の番号

氏名 仙台 三郎

第 ***** 号

※3

修繕可能な主な地域 (〇で囲んでください)

青葉区・宮城野区・若林区・太白区・泉区

※4

修繕工事時間 (営業時間)

(午前・午後) 9時 00分 から

(午前・午後) 5時 00分 まで

※5

工事依頼の連絡先 (携帯可)

受付時間外の連絡先 (携帯可)

*****-*****

※6

休業日

通常 土曜日・日曜日・祝日

その他休業日 年末年始・お盆

※7

登録を希望する対象工事の右の欄に〇をしてください。		〇記入欄	年間実績 (約)
新設・改造等	水道工事 (戸建・マンション)	〇	10 件
工事内容 修繕・取換	トイレ (ボールタップ等)	〇	50 件
	蛇口等 (混合水栓等)	〇	50 件
	給湯機器関係	×	— 件
	屋内配管	〇	20 件
	屋外給水管の修繕 (掘削を伴うもの)	×	— 件
給水施設 (受水槽・ポンプ・設備) の修繕		×	— 件
メーター口径75ミリ以上の建物の漏水修理		×	— 件
凍結管の解水対応		〇	5 件

《 注 意 点 》

- ※1 ゴム印での押印可能です。
- ※2 主任技術者の氏名と給水装置工事主任技術者の免状番号を必ずご記入願います。
- ※3 迅速な対応が可能な地域を○で囲んでください。
- ※4 営業時間をご記入願います。（対応が可能な時間でも可）
- ※5 工事依頼の連絡先は記載された電話番号を掲載することになります。
（ホームページや各区役所に設置の一覧表など）
連絡がつく電話番号をご記入願います。
受付時間外の連絡先に記載された電話番号は公表しませんが、必ずご記入願います。
- ※6 通常の欄には、定期的な休業日を記入し、その他については特別な休暇
（年末年始・お盆・大型連休）などをご記入願います。
- ※7
 - ①新設・改造・・・給水装置工事の申込ができるか？
（新設⇒新しく引き込み工事 改造⇒1 m以上の修繕工事等）
 - ②トイレ（ボールタップ等）・・・修繕、取替が可能か？
 - ③蛇口等・・・蛇口の水漏れや取替に対応できるか？（混合水栓含む）
 - ④給湯機器関係・・・導管や機器の修繕（取替）が可能か？
 - ⑤屋内配管・・・屋内の配管の修繕が可能か？
 - ⑥屋外給水管の修繕（掘削）・・・メーター以降の宅内部の地下漏水が
対応可能か？
 - ⑦給水設備（受水槽・ポンプ類）・・・給水設備等の対応が可能か？
 - ⑧メーター口径75ミリ以上の建物の漏水修理
・・・対応が可能か？
 - ⑨凍結管の解氷対応・・・寒波時などに水道管が凍結した場合解氷への
対応が可能か？
できれば、解凍の種類をご記入願います。
（蒸気解氷 or 電気解氷）

誓 約 書

(あて先)
仙台市水道事業管理者

給水装置修繕工事を施行するに当たっては、地元密着型水道修繕登録店取扱要綱第 4 条各号の要件を満たし、第 7 条による地元密着型水道修繕登録店登録事項変更届出書及び第 11 条による地元密着型水道修繕登録店辞退届出書の提出が必要な場合は速やかに行うとともに、お客さまとの契約内容を确实かつ誠実に履行し、迅速な工事を行うことを誓約いたします。

※記載例※

↓水道局へ申請する日を記載してください。

令和△年◇月□日

↓ゴム印でも可能です。

住	所	仙台市太白区南大野田 29-1
名	称	仙台水道修繕工業
代 表 者		代表取締役 仙台 太郎
電 話 番 号		022-***-****
指 定 番 号		第 0000 号

誓約書（裏面）

申請に伴う確認事項

給水装置の修繕工事を施工するにあたり給水装置工事事業者における現状のお客さま対応についてお答え願います。（御記入いただく内容は、登録申請時点とします。）

1 漏水調査・修繕の対応時間について

- ☐ 1時間以内に対応
- ☒ 2時間以内に対応
- ☐ 受付日の日没までに対応
- ☐ 受付順に対応（翌日以降の対応もあり）
- ☐ 緊急性の高い漏水を優先し対応
- ☐ 従業員の待機状況に合わせ対応
（翌日以降の対応もあり）
- ☐ その他（ ）

2 修繕費を他社と比較したいとお客さまから御要望があり、見積もりのみをしたときの費用

- ☐ 出張費、調査費として請求
- ☐ 修繕工事の依頼がある時は請求しない
- ☒ どんな場合でも無料
- ☐ その他（ ）

3 出張費

- ☐ 有料
- ☒ 無料
- ☐ 現場が遠方や、現場に駐車場が無く、有料駐車場を利用するときは請求
- ☐ 修繕工事の依頼がある時は請求しない
- ☐ その他（ ）

4 お客さま宅へ訪問する際の身分証明の方法

- ☐ 腕章
- ☐ 名札
- ☒ 名刺を渡す
- ☐ 特になし
- ☐ その他（ ）

※記載例※

5 従業員数

- ☒ （総数 15 名）
内、修繕工事対応人数
（ 5 名）

6 修繕工事費の支払方法

- ☐ 現金払
- ☒ 口座振込
- ☐ カード払

↓水道局へ申請する日を記載ください。

令和△年◇月□日

住 所	仙台市太白区南大野田29-1
名 称	仙台水道修繕工業
代 表 者	代表取締役 仙台 太郎
電話番号	022-***-****
FAX番号	022-***-****
指定番号	第 **** 号